

視察・研修報告書

視察・研修先	大野城自民党市議団講師招聘研修
日 時	令和5年7月30日
場 所	大野城市議会全員協議会室
テーマ	議会改革と議会基本条例の基礎 ——「住民自治の根幹」としての議会の作動と展開——
対応者 (講師)	大正大学社会共生学部公共政策学科教授 江藤俊昭氏
概 要	<p>○コロナ禍により露わになったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急ではない：議会改革の到達点があぶりだされた ・2つの副産物：BCP策定・改訂とオンラインの導入 <p>○政治の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう1つの機関としての議会、執行部との善政競争 ・議会改革のみ論→実質的な政策へ：議員・会派による提起（質問・提案） ・「住民自治の根幹」を意識する：「住民自治の根幹」としての議会（地域経営にとって重要な権限は議会（自治法96）→「住民自治の根幹」だから→多様性、論点の明確化・合意可能性、世論形成といった役割（合議制）を担うから） <p>○議会基本条例の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会・議員にとっての意義：議会・議員のマニフェスト ・住民にとっての意義：参加のルール <p>○議会基本条例の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式改革（運営）から実質改革（実質改革：住民の福祉向上）へ ・議会からの政策形成サイクル（住民の声、議員間討議による調査項目の提示、調査、報告書にもとづく提言） <p>○今後の課題：本日を改革のさらなる一步の起点に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原理：公開と討議、住民自治（直接住民と討議、首長と討議） ・議会報告会・意見交換会の発見 ・参考人・公聴会の再発見 ・＜住民—住民＞関係の創出：宮城県大和町議会：住民だけの「ゼミナール設置」 ・住民、議員、首長の三者によるまちづくりフォーラム（新城市） ・地域経営の課題に積極的にかかわる：討論を巻き起こす主体としての議会 <p>○フォーラムとしての議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性のある議会、公開の場で討議し世論を形成する ・議会の意思を示す

所 感

コロナ禍により、執行機関である首長の役割が脚光を浴びる中、不要不急ではない議会の存在意義が問われることとなったと、厳しい指摘を頂いた。一方、自治法 96 条では地域経営にとって重要な権限は議会にあるとされており、公開の場で討議し議論の過程を明らかにすると共に議会の意思を示すことで、世論形成の役割を担っていると、議員間討議の重要性を説かれ、議会基本条例の次の展開を示していただいた。

大野城市議会においては、平成 27 年 4 月に議会基本条例が施行されてから 13 年が経ち、毎年施行状況については確認を行っているが、議会基本条例の意義や目的などを聞く機会は殆どなかったように思う。今回改めて一堂に会して「議会改革と議会基本条例の基礎」を学んだことを今後の議会としての取り組みに活かしていかなければならない。特に議員間討議をしっかりと行い、議会としての意思決定の過程を明らかにすることから始める必要がある。

-作成者 山上 高昭 -